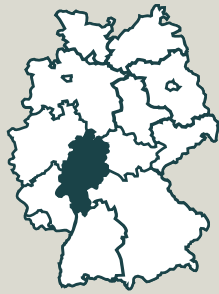




日本の投資家のための コンパス

2016年情報



欧州経済地域NO.1



ヘッセン州への
投資



財政需要

ヘッセン州への 直接投資



法の安定性



経済性



チャンス
& リスク

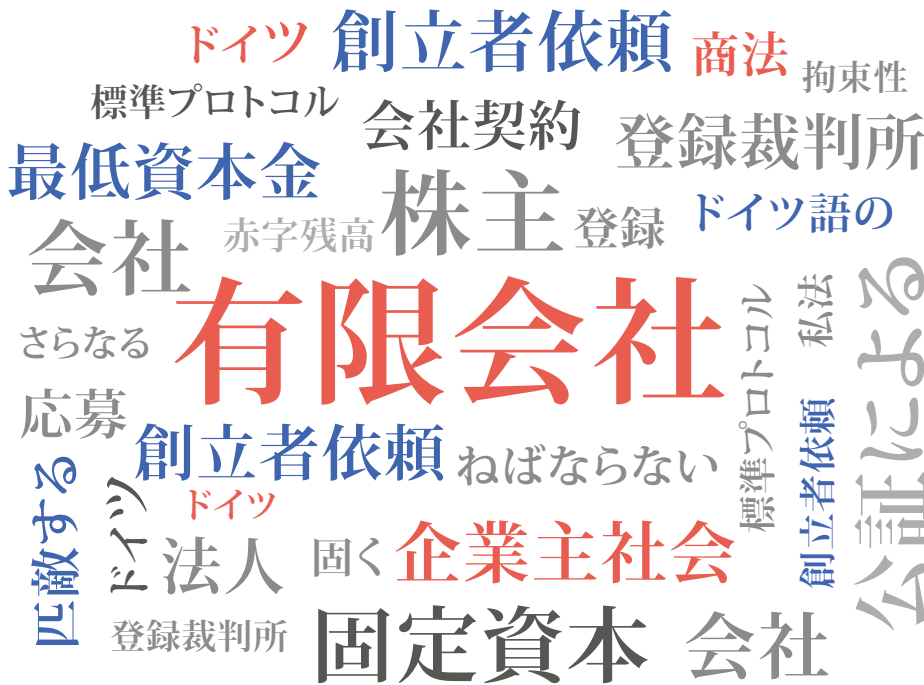


事業の計画

◎ 外国からの進出企業本社数はドイツ国内で最多

外国からの進出企業本社数はドイツ国内で最多

ヘッセンで企業設立を成功させるための 10のステップ



ステップ3: 適切な法的形式

国籍や住所にかかわらず、誰でもドイツに会社を設立することができます。ドイツには特別な投資立法もなければ、外国の企業に対してそこで最低何人のドイツ人が働いていなければならないといった規定もありません。外国企業にはそこで最も自分たちに合った法的会社形式、つまり法人形式かパートナーシップ形式のいずれか、あるいはすでにドイツに拠点を置いている会社を通して営業活動を行なうかの選択をしていただけます。いずれを選んでも、設立手続きはそれほど込み入っているわけではなく、明瞭に規定されたステップにしたがって進めることとなります。

法形式を選ぶ際、比較的大きな企業の場合には通常法人形式がベストの選択になります。ドイツ法に従えば、法人形式には次の4つの形式があります。

- 有限会社(GMBH)
- 責任の制限された企業家会社 („ミニGMBH“)
- 株式会社(AG)
- 合資会社(KGAA)

ドイツの有限会社(GMBH)は、最もよく普及している法人形式です。柔軟性が高く、かつ比較的责任が少ない点に特徴があります。

ステップ4: 会社設立には文書が必要

会社設立に必要な文書は、会社が自然人格によって設立されるか、法人格によって設立されるかによって異なってきます。

◎ 外国の企業と投資企業にとってヘッセンは、ドイツ及びヨーロッパの中で最も魅力に富んだ拠点のひとつになっています。皆様は投資及び支店の設立を決定される前に、経済的な拠点としてのヘッセンとその様々な部門について、信頼の置けるデータと数字を提供したいと思います。皆様が成功を収めるために、ヘッセンには国際的な投資企業に必要なすべての要因が揃っています。素晴らしいインフラストラクチャーもそうですが、質の高い専門的な労働力や、大きな市場のチャンス、革新的なアイデアが揃っているのです。

ステップ1: コンタクト

最初の疑問から会社設立までの間に、素早く面倒くささの無い支援を受けるために、できるかぎり早い段階で HESSEN TRADE & INVEST に相談にお越しください。私たちはヘッセンに投資や、会社設立を考える外国の

投資企業に対して、それを支援することを任務としている中央機関です。パートナー機関と協力しながら、外国の投資企業を地域レベル、ローカルレベルで支援し、皆様がヘッセンに会社を設立される際に必要となるあらゆる場面で、そのお手伝いをさせていただきます。

ステップ2: 出張でドイツに入るのに必要な滞在許可(ビザ)

EU諸国以外の国から出張でドイツに来られる企業や市民の皆さんは、滞在許可(ビザ)が必要になりますが、多くの国に対して例外が認められています。オーストラリア、カナダ、イスラエル、日本、ニュージーランド、韓国、米国の市民はビザなしにドイツに入学して、90日まで滞在することができます。それゆえ滞在許可を取得する義務のない日本企業は、ビザの申請をすることなしにドイツに会社を設立することができます。

自然人格

- 身分証明書またはパスポート
- 有限会社(GMBH)の資本金: 25,000ユーロ+費用

法人格

- オリジナル文書にある親会社を認証翻訳によって商業登記簿から抜粋
- 将来の最高経営責任者の任命を含めて、ヘッセンに企業を設立することについての所有者(株主)の株主決議
- すべての株主がヘッセンに来ない場合、新しい会社の登記された資本を継承するために代表に全権を委任することが必要になることがある
- 有限会社(GMBH)の資本金: 25,000 ユーロ+費用

有限会社(GMBH)設立に必要な資本金は25,000 ユーロ(それは会費または現物拠出によって準備することも可能)。登記時点で最低必要な資本金の半額(すなわち12,500ユーロ)を実際に銀行口座に振り込むか、あるいは振込み済みであることを証明できなければなりません。

ステップ5: 会社設立を支援する専門家

ドイツに会社を設立する際には、私たちコンサルティングチームによる支援と並んで、さらに専門家の支援を受ける必要が出る場合があります。オプションとなることもありますが、それが推奨されることもしばしばです。

弁護士

- ドイツまたはヘッセンにおいて企業活動を展開する上で必要となる法的前提について相談を受ける
- 会社契約の草案
- 認められた企業名を探す
- 事業経営者契約の草案

- 企業の拠点を暫定的に弁護士の事業拠点に置く

税理士

- 税務及び商法上の諸点に関する相談
 - 会社設立時点のバランスシートの作成
 - コンサルティング契約についての合意
- ## 公証人
- 会社設立の公証
 - ヘッセンの現地にある商業登記簿への会社登記申請

銀行

- 会社に関する営業口座の開設
- 株式資本の支払い

それ以外の事柄に関しても、その検討や選択に関して、個人的なコンサルティングが皆様の相談に応じて支援いたします。

人事相談/人材斡旋

人事は費用と時間の掛かる事柄です。人事サービス係から次の事柄に関して支援を受けることができます。

- 職の分析とリクルート
- 人事審査と選考
- インタービューと候補者の推薦

ステップ6: 事業所の選定

ドイツで営業活動を展開するには、会社住所の登録が必要になります。事務所に関してヘッセン州には次のオプションがあります。

- 事務所
- ビジネスセンター内に事務所を設ける
- 事業不動産/事業所
- 住居内オフィス(営業開始局面の第一歩として)

コンサルティングチームが、地域や町の経済推進課と協力しながら、皆様が適切な事業所を見つけることができるよう、支援いたします。

ステップ7: 会社の商業登記

事業拠点が決まったら、新しいドイツの法人を登記しなければなりません。ドイツのすべての企業に対して、商人及び商社に関して法的に重要な情報を提供する公的な商業登記簿に登記することが求められます。商業登記簿は管轄の区裁判所が運営し、一般に無料で見るできるようになっています。また企業はすべて、事業所のある都市の事務局/治安局に届出をしなければなりません。

ステップ8: 振興プログラム

ヘッセン州で事務所の開設を考えている外国企業は、特定条件の下に振興プログラムによる助成を受けることができます。制度そのものは存在しているのですが、個別に適用条件が定められています。WIBANK HESSENの融資専門家チームが、振興助成の個別的前提条件について企業に情報を提供しています。私たちは皆様に対してその仲介役を務めることができます。

ステップ9: 滞在許可及び定住許可

EU以外の国々の企業がドイツに事業所をもって営業を行い、あるいはそこに勤める場合には、滞在許可もしくは定住許可が必要になります。滞在許可は時間的に制限されていますが、定住許可にはその制限がありません。定住許可を受けるには、EU以外の国の市民の場合、通例最低5年間、滞在許可を取得していることが条件になります。滞在許可も定住許可も常に特定の目的のために発行され、通例はドイツにおいて独立に営業を営むか、あるいは雇用主のために労働を引き受ける目的のために発行されます。



● ● ●
ヘッセン州における皆様の
の担当者
アンドレアス・ダムラウ
部長
投資サービス

Hessen Trade & Invest GmbH
電話: +49 (0) 611 95 01 78 346
E-Mail: andreas.damrau@htai.de

www.htai.de



通例、それらは次の条件が満たされる場合に授与されます。

- 意図されている営業活動に対して経済的な関心または地域の需要が存在すること
- 投資プロジェクトから肯定的な経済的効果が期待できること
- 計画されている投資が安全な融資に基づいていること

これらの基準がどれほど満たされているかについては、管轄の外人局が各個別ケース毎に評価を下します。私たちは、この点に関して皆様の世話をする地区の投資振興エージェントと皆様がコンタクトを取ることができるよう、お手伝いいたします。

市当局の外人局が考慮するのは次の点です。

- 基礎になっている事業のアイデアに経済性があること
- 投資家の企業家としての経験
- 投資額と資金の入手可能性
- 革新、研究、開発に関するヘッセン地域を越えた貢献

- 地域の雇用及び教育水準に対する効果(従業員)

外人局は地域の経済振興協会及び地域の産業経済団体、例えば現地の商会議所や手工業団体のような産業経済団体に相談します。決定はさほど時間が掛からずに企業に伝えられます。申請者が45歳以上である場合には、さらに適切な老後保険に加入していなければなりません。

ステップ10: 営業開始

ヘッセンで事業を開始するに当たっては、次の点に考慮する必要があります。

- マーケティングコンセプトを仕上げ、実行すること
- ビジネスプランを新しい前提条件に合わせる(例えば、最初の出張の後で)
- 人材の募集
- 住居を探し求めること
- ビジネスコンタクトを求めること
- ビジネスパートナーを探し求めること
- 適切な倉庫を探し求めること
- 魅力ある展示場を探し求めること
- 税関規定についての情報
- 技術的規定についての情報
- 商業規則についての情報
- 電話インターネット回線の設置
- 事務装備、装置等の購入
- 書簡用紙及び名刺の印刷
- できれば自動車の購入

その他の情報

www.invest-in-hessen.com

www.htai.de

www.standorte-in-hessen.de

ヘッセン州の投資及び経済振興エージェントとして、HESSEN TRADE & INVEST GMBH は更にサービスを提供しています。特に情報工学、バイオテクノロジー、医療機器、環境テクノロジー、ナノテクノロジー等の先進的な分野に対しては、分野に関連する情報と有益なネットワークの可能性を提供いたします。

その他の情報

www.hessen-it.de

www.hessen-biotech.de

www.hessen-umweltech.de

www.hessen-nanotech.de

またHESSEN TRADE & INVEST GMBH は、ENTERPRISE EUROPE NETWORK (EEN) のパートナーとなっています。EENはヨーロッパ内の提携を支援し、EUプログラムや双方向的なネットワークイベントを提供する専門家チームです。EENネットワークは50カ国、約600の会員団体に張り巡らされています。ヘッセンのEEN支部(EEN HESSEN)は中小企業がその国際的なポジションを強化し、欧州内外のビジネスチャンスを実効的に高めるお手伝いをします。国際的な企業のヘッセンを拠点とする姉妹会社は、EENパートナーに向けたプログラムやEEN革新ネットワークから得られる様々なメリットを利用できるようになっています。

その他の情報

www.een-hessen.de

インプリント

発行者 & 編集者

Hessen Trade & Invest GmbH
責任者: Andreas Damrau
Konradinerallee 9, 65189 Wiesbaden, Germany
www.htai.de

構成

ansicht Kommunikationsagentur,
Haike Boller (責任者), Jing Dünisch
www.ansicht.com



HessenAgentur

HA Hessen Agentur GmbH



HESSEN
TRADE & INVEST

www.invest-in-hessen.com